

医療法人社団聖稜会 「岡出山居宅介護支援 グリーンヒルズ藤枝」
サービス実施事業重要事項説明書
(令和7年4月1日 改訂)

当事業所が、提供する居宅介護支援事業に関して説明すべき重要事項は、次の通りです。

1 事業所の概要

(1) 名称等

事業所名	岡出山居宅介護支援 グリーンヒルズ藤枝
所在地	〒426-0026 静岡県藤枝市岡出山2丁目10-7 コーポスズキA-2
電話・FAX 番号	電話 (054) 660-2550 FAX (054) 660-2581
法人種別及び名称	医療法人社団 聖稜会
代表者・管理者 氏 名	理事長 横山 日出太郎 管理者 三木 美乃里
介護保険事業者番号	2275301923 (令和3年8月1日 指定)
サービスの提供地域	藤枝市、島田市(岸町・道悦・道悦東・東町地区に限る)、焼津市 ※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業者の職員体制及び職務内容

区 分	勤務形態	職務内容
管 理 者 (主任介護支援専門員)	常勤兼務 1名	事業所の管理及び業務を一元的に行う。
介 護 支 援 専 門 員	常勤専従 2名以上 常勤兼務 1名	居宅サービス計画を作成するとともに、 サービス提供事業者と連絡調整及び介護保険施設の紹介等を行う。

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日まで。 但し、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時まで。

* 緊急時連絡先電話 各担当の携帯電話にご連絡ください。(24時間対応)

2 居宅介護支援サービスの概要

- ① 居宅介護支援の申し込みを受け付けて相談に応じ、利用者及びその家族への説明を行います。
- ② 重要事項説明書及び契約内容について説明し、同意を得た上で契約を締結します。
- ③ 利用者の依頼により、市区町村の窓口へ居宅サービス計画作成依頼書を提出します。
- ④ 担当介護支援専門員が利用者の自宅を訪問し、利用者の心身の状態や環境等をもとに、可能な限り自立した日常生活が営むことができるように解決すべき課題を分析します。

- ⑤ 複数の居宅サービス事業者に関する情報をご紹介し、その情報を基に利用者やその家族が介護サービス事業者を選びます。利用者及び家族から当該サービスを位置付けた理由を求められた場合は、丁寧かつ解りやすく説明します。利用者が希望されるサービス内容や利用回数などを伺い、併せて介護サービス利用料金を見積もります。
- ⑥ 居宅介護支援の提供開始に当たり医療と介護の連携が必要になる為、利用者及びその家族から担当介護支援専門員の氏名等を主治医や歯科医師、入院先の医療機関、その他関連する医療機関等に伝えていただくようお願いいたします。解決すべき課題や利用者及びその家族の希望を考慮し、医療系サービスの利用を希望された場合や、その他必要に応じて、利用者及びその家族の同意を得て主治医等の意見を聞きます。それを基にサービス担当者会議を開き、利用者に適した居宅サービス計画書とサービス利用票及び別表を作成します。併せて確認、了解をいただきます。居宅サービス計画書は、主治医にも交付いたします。
- ⑦ 居宅サービス計画書と毎月のサービス利用票に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。
- ⑧ 介護支援専門員は、介護サービス提供後も継続的に利用者の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握します。
- ⑨ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者の同意をもって変更します。
- ⑩ その他
利用者の依頼により市町村の窓口にて要介護認定に関する申請(新規・変更・更新)を代行します。代行にあたっては、利用者の被保険者証をお預かりすることになります。

3 利用料金等

(1) 利用料金

利用料金については下記のとおりですが、介護保険より全額給付されますので原則として自己負担はありません。

但し、介護保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、一ヶ月につき下記の金額を頂き、当事業所から「サービス提供証明書」を発行します。この証明書を、後日お住まいの市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

※静岡県藤枝市は、地域区分が7級地です。1単位の単価は10,21円となりますので、下記の単位数に10,21円をかけた金額が利用料金になります。

その他の市区町村の場合、地域区分によって1単位の単価が変わります。

居宅介護支援費	要介護 1・2	1,086単位/月
	要介護 3・4・5	1,411単位/月
加算	特定事業所加算(Ⅰ) 519単位	特定事業所加算(Ⅱ) 421単位
	特定事業所加算(Ⅲ) 323単位	特定事業所加算(A) 100単位
	初回加算	300単位/月
	入院時情報連携加算(Ⅰ) 入院後当日や入院日以前情報提供	250単位/月
	(Ⅱ) 入院後3日以内に情報提供	200単位/月
	退院・退所加算(カンファレス参加無) 連携1回	450単位/月
	連携2回	600単位/月
	(カンファレス参加有) 連携1回	600単位/月
	連携2回	750単位/月
	連携3回	900単位/月

通院時情報連携加算	50 単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/月
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月

※上記加算を算定する場合は、事前に説明致します。

- (2) 交通費（介護支援専門員があなたのお宅を訪問する為、交通費実費が必要となります。）

通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。

※1. 事業実施地域の境より、片道概ね10km 未満 500円（税別）

10km 増すごとに500円（税別）を追加させていただきます。

※2. 支払方法

月ごとに清算させていただきます。毎月10日までに前月分の請求を行いますので、

20日以内に現金でお支払いください。

- (3) 解約料

解約料は発生しません。

4 サービスの終了について

- (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

利用者は、いつでも契約を解除できます。

利用者は、当事業所が契約を継続しがたいほどの背信行為（正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に違反した場合・利用者やその家族に対して社会通念を逸脱した行為）を行ったと認める時には、直ちにこの契約を解約することができます。

- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合があります。また、訪問時等において、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上相当な範囲を超えたものにより当事業所の介護支援専門員の就業環境が著しく害される場合にも、契約を終了させていただく場合があります。

サービス提供終了30日前までに文書で利用者に通知すると共に、他の指定居宅介護支援事業所に関する情報を提供します。

- (3) 自動終了

次の場合、サービスは自動終了となります。

利用者が入院・入所した場合。但し、入院・入所が一定期間で在宅に戻る場合、利用者及びその家族が同意した上では有効となります。

利用者の要介護認定結果が非該当（自立）または要支援と認定された場合。

利用者が死亡された場合。

5 守秘義務

居宅介護支援を提供するうえで知り得た事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

6 事故発生時の対応

当事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスにより事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、提供事業所と連携を図り、速やかに対応します。

7 公正中立について

利用者に提供される居宅サービスが、特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に居宅介護支援を提供します。

8 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、担当者を定め、委員会を開催し、虐待防止の指針を整備し、研修を実施しています。また、地域包括支援センター等との連携も図っていきます。

9 感染症対策について

事業所において、感染症が発生・まん延しないように、委員会を開催し、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、研修及び訓練を実施しています。

10 非常時災害の発生時において

災害が発生した場合でも、必要な介護サービスを継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、研修及び訓練を実施しています。計画は、必要に応じて見直しと変更を行います。

11 介護支援専門員の変更

担当介護支援専門員にやむを得ない事由が生じた場合、利用者及びその家族に通知し、担当介護支援専門員の交代をお願いすることがあります。

また、担当介護支援専門員の変更を希望される場合は、遠慮なくご相談ください。

12 相談・要望・苦情等の連絡先

当事業所の居宅介護支援及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関すること等なんでもお気軽にご相談下さい。

担 当 三木 美乃里
電 話 054-660-2550（代表）

このほか、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

市町村	担当窓口	藤枝市役所地域包括ケア推進課 地域支援係
	電話番号	(054) 643-3225
	担当窓口	焼津市役所介護保険課
	電話番号	(054) 626-1159
	担当窓口	島田市役所長寿介護課
国民健康保険 団体連合会	電話番号	(0547) 34-3294
	担当窓口	静岡県国民健康保険団体連合会
	電話番号	(054) 253-5590

氏 名 _____ 印 _____